

## 福島県GAP推進員の活動に係る細則

### (趣旨)

- 1 この細則は、福島県GAP推進員設置要領（以下、「要領」という。）に基づき、福島県GAP推進員（以下、「推進員」という。）の配置場所や活動範囲等を定めるものである。

### (推進員の配置場所及び活動範囲)

- 2 要領第2条に定める推進員の配置場所及び活動範囲は別表1のとおりとする。なお、配置場所等については、年度毎に調整できるものとする。

### (県農林事務所等との連携)

- 3 推進員は、活動範囲にある県農林事務所や農業協同組合等の関係機関と次のとおり連携して活動する。なお、推進員は、県農林事務所の要請等を受けた活動については、要領第5条に掲げる報告を行うこととする。
  - (1) GAPに関する会議や研修会等の運営に関すること。
  - (2) GAPの取組を推進する現地指導に関すること。
  - (3) 生産者や団体等からの相談対応に関すること。
  - (4) その他、県農林事務所が必要と認めること。

### (資質向上)

- 4 推進員は、自らのGAPに係る資質向上を図るため、GAP指導員等の研修を受講するとともに、他の推進員や県との情報共有に努めることとする。

### (その他)

- 5 この細則に定めのない事項については、必要に応じて、配置する農林事務所や農業協同組合等と調整のうえ定めることとする。

### 附則

- 1 この細則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この改正は、令和6年4月1日から施行する。
- 3 この改正は、令和7年4月1日から施行する。
- 4 この改正は、令和8年4月1日から施行する。

別表1 福島県GAP推進員の配置場所及び活動範囲

| 配置場所     | 人数       | 活動範囲  |
|----------|----------|---|
| 県北農林事務所  | 1名<br>以上 | ふくしま未来農業協同組合管内<br>(福島市、伊達市、二本松市、本宮市、川俣町、国見町、桑折町、大玉村、相馬市、南相馬市、新地町、飯舘村)                               |
| 県中農林事務所  | 1名<br>以上 | 福島さくら農業協同組合管内<br>(郡山市、田村市、三春町、小野町、いわき市、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村)                             |
| 県南農林事務所  | 1名<br>以上 | 夢みなみ農業協同組合及び東西しらかわ農業協同組合管内<br>(須賀川市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、白河市、西郷村、矢吹町、泉崎村、中島村、棚倉町、矢祭町、鮫川村、塙町) |
| 会津農林事務所  | 1名<br>以上 | 会津よつば農業協同組合管内<br>(会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津坂下町、湯川村、会津美里町、柳津町、三島町、金山町、昭和村、下郷町、南会津町、只見町、檜枝岐村)  |
| 県環境保全農業課 | 1名       | 県内全域  |